床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十万円を加算した額
屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百二十七万円
軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額
軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百万円
階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百二十七万円
（略）	
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価	八十三万円
法第三十条第二項の認定に係る評価	八十三万円
（略）	
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百一万円
防火設備に関する法第六十一条の認定に係る評価	
二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十四万円
二十分間を超え三十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十五万円

（略）	
法第三十条の認定に係る評価	八十三万円
（新設）	
（略）	

（新設）